

1 月記者懇談会

令和7年1月28日（火）
午前 11 時 00 分 203 会議室

出席者：みのわ新聞、長野日報、伊那ケーブルテレビ、信濃毎日新聞、中日新聞 事務局：唐澤、鈴木、境澤
--

町長月間予定（総務課）

○月間行事予定の説明

町の主なトピックス（担当課PR分）

- 令和7年度みのわ健康アカデミー+（プラス）参加者募集について
（健康推進課 健康づくり支援係）
- 令和7年度交流・町民菜園利用者募集について （みどりの戦略課 未来農戦略係）
- 箕輪町下水道使用料改定（案）に関するパブリックコメントの結果について
（水道課 水道管理係）
- 箕輪町発足70周年記念版暮らしの便利帳発行について
（企画振興課 みのわの魅力発信室）

町長コメント

1. 令和7年度みのわ健康アカデミー+（プラス）参加者募集について （健康推進課 健康づくり支援係）

○概要

別紙資料にて説明

資料

4つのコースにリニューアル!

みのわ健康アカデミー+ プラス

募集開始 申込期間 令和7年 1月15日(水)ー3月28日(金)

お問合せ: 箕輪町役場 健康推進課健康づくり支援係 0265-79-3118

A アカデミー コース 対象年齢: 40-74歳 定員: 20人 運動と学びを仲間とともに! 健康になる効果は抜群です 	B ウォーキング コース 対象年齢: 20-74歳 定員: 30人 運動を始めたい、 健康に効果的な歩き方を知りたい方に おすすめ! 
C 短期集中! 夜トレ コース 対象年齢: 20-64歳 定員: 各クール10人 仕事や家事で日中は運動ができない! そんな方へ♪ 	D からだメンテナンス コース 対象年齢: 20-74歳 定員: 各クール10人 いつまでも若々しく! 体幹を鍛えて姿勢改善しませんか 

○町長より

みのわ健康アカデミーは、今まで 19 期生までやってきた箕輪町の看板政策ですが、社会情勢の変化に伴って、今回変更をさせていただいた。町とすれば、単に運動だけではなくて、健康分野で一定の負荷をかけたり、生活習慣を見直してもらったりする事業でありますので、健康推進課として健康作りに資する事業ということでやらせていただきます。報道等で頑張っている姿を見ていただければと思います。

2. 令和7年度交流・町民菜園利用者募集について (みどりの戦略課 未来農戦略係)

○概要

別紙資料にて説明

資料

令和7年度交流・町民菜園利用者募集

町では、「農ある暮らし」を推進していくことを目的として、はじめての歩みを進めたい初心者向けの交流菜園事業及び継続的に農ある暮らしを推進していくための町民菜園事業を実施しています。

家庭菜園のはじめの一步「交流菜園」

月1回程度、夏野菜を中心に、地元農家の指導を受けながら土づくり、植え付け、栽培管理等の野菜作りの基礎が学べます。受講者は1区画約50㎡の畑を使って作物を育てます。苗、資材、肥料、タキスト等は受講料に含まれ、ご用意いただく必要はありません。空きスペースを使って、受講する作物以外の野菜等を育てることも可能です。

○利用期間 4月から12月
※開園は土曜日の午前。月1回程度開催
○料 金 4,000円/年 ※苗・資材代・講習代込み
○広 さ 1区画 (約50㎡)
○場 所 (沢区) 長田 (あいのわテラスから徒歩3分)
○募集区画数 15区画
○更新上限 2年 (※2年経過後も野菜作りをしたい方は、町民菜園又はご自身で農地を借りてください。)

継続的に農ある暮らし「町民菜園」

町民菜園は、土地を借り、ご自身で自由に野菜を育てることができます。こちらは年度毎更新も可能です。継続的に農ある暮らしを楽しみたい方におすすめです。

○利用期間 4月から3月まで※年度毎更新可能
○料 金 100㎡：1,600円/年
50㎡：800円/年
○広 さ 100㎡又は50㎡
○場 所 (水下区) 北原、二本松、原町北部
(沢区) 長田 (あいのわテラスから徒歩3分)

【交流・町民菜園共通】
申込期限 令和7年2月28日(金)
申込方法 上記申し込み用QRコードからお申し込み
または申込書にてお申し込みください。

※申込書等の場合は捺印になります。
※空き区画がある場合、期間後も申し込み可能です。
※申込書は町ホームページからダウンロードしてください。

交流菜園・みどりの戦略課 未来農戦略係
電 話 0285-79-3170 (内線1561)
Eメール info@city.miyagi.jp

令和7年度 交流・町民菜園利用者募集について

令和7年度 交流・町民菜園の利用者を左記のとおり募集しています。

農ある暮らしの実践の場としてぜひご活用ください。

- ・ 申込期限 2月28日(金)
- ・ 申込方法 ログフォームまたは申込書にてお申し込みください。



交流菜園で実際に採れた野菜

町民菜園・交流菜園の利用実績

年度	令和元年度	令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度			令和7
区画	募集区画数	利用区画数	利用率	募集区画数	利用区画数	利用率	募集区画数	利用区画数	利用率	募集区画数	利用区画数	利用率	募集区画数	利用区画数	利用率	募集区画数	利用率
町民菜園	北原	25	17	68%	25	21	84%	25	22	88%	25	23	88%	25	24	96%	25
	原町北部	16	16	100%	16	16	100%	15	15	100%	15	15	100%	15	15	100%	15
	二本松	12	12	100%	12	11	92%	12	11	92%	12	12	100%	12	12	100%	12
	長田	14	14	100%	14	14	100%	14	14	100%	14	14	100%	14	14	100%	14
	合計	53	45	85%	67	62	93%	66	62	94%	67	64	96%	66	64	97%	70
交流菜園	長田	20	18	90%	※ログフォーム利用。委託費等として利用料徴収している区画を別表記載として記述			15	15	100%	15	15	100%	11	10	91%	17
	町内	16			町内	7		町内	15		町内	15		町内	8		町内
	市加害の内訳	郡内	1	伊勢市	郡内			郡内	0		郡内	0		郡内	2		郡内
	それ以外	1	美郷町	それ以外				それ以外	0		それ以外	0		それ以外	0		それ以外

・ 令和6年度は稼働率99%

・ 令和6年度に利用者から現行の半分の広さ(約50㎡)の農地の貸し出しを希望する声が挙がったことからニーズ調査を実施。令和7年度から新たに50㎡区画の貸し出しをスタート。

※利用料金 100㎡：1,600円、50㎡：800円

○質疑応答

(記者) 環境にやさしい農業の取組みをされていると思うが、この交流町民菜園に関して新たな変化や取り入れる予定があるものはありますか。

（担当者）交流菜園は3人の講師の方がいらっしゃって、有機栽培を推奨している講師の方がいるので、有機を希望される方がいれば講師にお話を聞いてやっていただければ環境に優しい農作物が作れるようになっています。

（記者）交流菜園の空き状況を教えてください。

（担当者）交流菜園は15区画あるが、昨年交流菜園をした方が15人。その中で1年目の方もいて更新上限は2年なので、1年目の方が2年目を希望されるとその方を優先的に入れていくようになる。1年目の方にも同じタイミングで来年度の希望調査をしているのでそれによってになるが基本15区画が申込上限になっています。

3. 箕輪町下水道使用料改定（案）に関するパブリックコメントの結果 について

○概要

別紙資料にて説明

資料

「下水道使用料改定(案)」に関するパブリックコメントの結果

1. 募集期間 令和6年11月26日～令和6年12月27日
 2. 意見提出者 7名
 3. 意見内容 5件
- ※ 意見の概要につきましては、要約していただきますのでご了承ください。
また、同様の内容については、意見を集約させていただきます。

番号	意見等の概要	回 答
1	使用料収入での不足分は、ふるさと納税の収入やゼロカーボン事業の財源（一般会計から繰入金）を充てて増額をしないでほしい。	公営企業である下水道事業の経営は、独立採算が原則とされています。このため、汚水処理費としての維持管理費及び資本費は受益者負担による使用料で賄う必要がありますが、不足分を一般会計からの繰入金で補っているところです。下水道事業の公共性から公費負担すべき費用はあるものの、使用料で賄うべき費用に対して一般会計からの繰入金を充当し続けることは、一般会計の財政運営を硬直させる要因の一つとなるとともに、下水道未整備地域居住の町民が税金という形で実質的に費用負担している状況は受益者負担の観点から望ましい状況ではありません。 今後の人口の減少や施設の老朽化、災害への備えなどに対し、将来への負担を先送りせずに対応し、安定した下水道事業を続けていくためには現時点での使用料の見直しが必要だと考えております。使用者の皆様には、ご負担をおかけしますが、ご理解いただきますようお願いいたします。
2	現状でも高すぎるのに、物価高騰が続く中で下水道使用料の増額改定は経済的負担がかかるので反対です。生活が困難です。	今回の増額改定案では、単身世帯や高齢世帯等の少量使用者への影響を配慮し、基本使用料は据え置きとします。また、経費回収率を100%以上とするためには20%超の使用料改定が必要ですが、使用者への急激な負担増とならないよう従量使用料を10%増額改定としています。 今後の人口の減少や施設の老朽化、災害への備えなどに対し、将来への負担を先送りせずに対応し、安定した下水道事業を続けていくためには現時点での使用料の見直しが必要だと考えております。使用者の皆様には、ご負担をおかけしますが、ご理解いただきますようお願いいたします。
3	下水道料金に関しては算定方法に疑問が残る。お風呂の残り湯で下水を流しても上水と同じ使用量として算定されているため節約が出来ないのが現状。そこから見直しをするか雨水を利用する等の方法を考えた方がいいのではないかと思います。	下水道については、上水道等の使用量を基に算定しています。節水にご協力いただくことにより、上水道料金だけでなく、下水道使用料を抑えることになります。また、処理場の流入量が減ることで、全体の処理費用の抑制にも繋がりますので、引き続き節水のご協力をお願いします。
4	箕輪ダムの恩恵で水道・下水道等安価になっていると思っていたが違うのか。	箕輪ダムは、長野県営のダムとして、洪水調節、流水の正常な機能の維持、上伊那地区の生活用水の確保を目的に建設されました。当町も運営主体である上伊那広域水道用水企業団の供給する水道用水を多く利用しています。 当町の下水処理については、町内の処理施設にて処理していますが、この処理費用が電気代の高騰などにより支出が増加しています。 今後の人口の減少や施設の老朽化、災害への備えなどに対し、将来への負担を先送りせずに対応し、安定した下水道事業を続けていくためには現時点での使用料の見直しが必要だと考えております。使用者の皆様には、ご負担をおかけしますが、ご理解いただきますようお願いいたします。
5	綺麗な水进行处理するより、汚い水进行处理のほうが何倍も費用がかかるのは、当然のことだし、耐震化の問題もあるので、値上げはやむなし。	将来にわたり下水道事業の安定経営を行うためには、財政基盤の強化を図り、黒字を継続させることに加え、下水道施設の適正な維持管理と更新を計画的に行っていくことが重要です。下水道事業経営戦略を定期的に見直し、経営の効率化や投資の最適化を進め、広域化・共同化の検討に取り組み効率的な事業運営と経営の健全化に努めていきます。

箕輪町下水道事業 下水道使用料改定(案)

【パブリックコメント資料】

令和7年10月1日から下水道使用料を10%増額改定します (※基本使用料据え置き)

改定
ポイント

- ① 単身世帯や高齢世帯等の少量使用者への影響を十分配慮し、**基本使用料は据え置きとする。**
- ② 経費回収率を100%以上とするためには20%超の使用料改定が必要であるが、使用者への急激な負担増とならないよう、**従量使用料を10%増額改定**することにより、令和11年度に経費回収率100%の達成を目指す。 ※経費回収率：汚水処理費を下水道使用料でどれだけ賄えているかを示す指標

※下水道使用料は公共下水道・農業集落排水の利用者が支払う使用料です。個人で浄化槽を設置して汚水処理している方には、下水道使用料はかかりません。

下水道使用料 改定案（1ヵ月あたり・税込）

使用料区分	水量区分	現 行	改 定 案	差 額
公衆浴場 以外	基本使用料	—	1,650円	1,650円
	1㎡ ～ 10㎡	90円	99円	9円
	11㎡ ～ 20㎡	103円	113円	10円
	21㎡ ～ 30㎡	115円	126円	11円
	31㎡ ～ 50㎡	126円	138円	12円
	51㎡ ～ 70㎡	148円	162円	14円
	71㎡ ～ 100㎡	169円	185円	16円
	101㎡ ～ 300㎡	199円	218円	19円
	301㎡ ～	215円	236円	21円
	従量使用料	—	—	—
公衆浴場	基本使用料	—	1,650円	1,650円
	従量使用料	1㎡につき	33円	36円
一時使用	1㎡につき	198円	217円	19円

下水道使用料改定シミュレーション(2ヵ月あたり・税込)

使用人数	使用水量	現 行	改 定 後	差 額	1年間の 値上げ額
1名	14㎡	5,016円	5,154円	138円	828円
2名	28㎡	6,516円	6,802円	286円	1,716円
3名	40㎡	7,876円	8,294円	418円	2,508円
4名	50㎡	9,141円	9,680円	539円	3,234円
5名	61㎡	10,544円	11,217円	673円	4,038円
6名	74㎡	12,346円	13,191円	845円	5,070円

※使用水量は、世帯人数ごとの2ヵ月間の平均使用水量で計算しています。

下水道使用料計算方法（2ヵ月分）

改定後の下水道使用料について、**2ヵ月 40㎡**の汚水を下水道に流した場合

- 基本使用料 3,300円(1,650円×2ヵ月)
- 従量使用料 1,980円(20㎡×99円) ※ 1㎡～10㎡ (1ヵ月あたりの区分)
2,260円(20㎡×113円) ※ 11㎡～20㎡ (1ヵ月あたりの区分)
- 合 計 7,540円 (税込8,294円)

使用料改定の必要性

公営企業である下水道事業の経営は、独立採算が原則であり、汚水処理費は下水道使用料で賄う必要があります。箕輪町では、平成30年度の使用料改定により令和2年度から令和4年度まで経費回収率は100%を上回っていましたが、近年の物価高における電気代の高騰などにより令和5年度決算では88.93%となり使用料収入で賄えていない状況であり、不足分を一般会計からの繰入金で補っています。使用料で賄うべき費用に対して繰入金を充当し続けることは、下水道未整備地域居住の町民が税金という形で実質的に費用負担している状況であり、望ましい状況ではありません。また、令和5年度に改定した箕輪町下水道事業経営戦略では、人口減少等による下水道使用料収入の減少が見込まれる一方で、下水道施設の老朽化対策にかかる事業費は増加する見込みであり、今後ますます厳しい局面を迎えることが予想されています。下水道事業の経営健全化のためには、現段階で使用料改定を実施することはやむを得ない状況です。

この下水道使用料改定(案)は、箕輪町下水道運営審議会での下水道使用料の改定についての答申に基づき改定案を作成したものです。審議会の内容は町ホームページで確認することができます。

箕輪町トップページ > 暮らし・手続き
> 下水道 > 箕輪町下水道運営審議会

下水道使用料改定(案)
に関する意見はこちらから



○町長より

公営企業であって独立採算が原則の中で、必要なものは受益者負担を取らざるを得ないということと提案通り条例案を出させていただきたい。少量しか使わない皆さんについては基本料金を上げていないという大きな変動にはならない工夫もしてありますし、本来ですと、20%超も改訂が必要なところを、答申では10%ということも理解を求めていると思っています。住民生活にとってライフラインとして必要だということは重々承知しており、必要最小限の値上げにするということと、経営の合理化にはこれからも努めていきたい。施行日を当初7月で予定しましたが、10月1日に切り替えて提案をさせていただき予定になっておりますのでご理解をいただきたいと思います。

4. 箕輪町発足70周年記念版暮らしの便利帳発行について (企画振興課 みのわの魅力発信室)

○概要

別紙資料にて説明

資料



箕輪町発足70周年記念版【箕輪町暮らしの便利帳】発行について



令和3年度改訂より町民の皆様親しまれてきた【箕輪町暮らしの便利帳】が、箕輪町発足70周年記念版としてリニューアルしました。令和7年1月から町内各世帯へ順次配布しているほか、町内転入者へ配布しています。令和7年1月24日より、電子書籍も公開いたしました。

☑非常時に備えた防災特集

高まる防災意識に備え、8P～9Pに防災特集を設けました。

☑2024年オープン施設情報の充実

2024年4月にオープンした防災交流施設「みのわBASE」(10P～11P)、同年9月にリニューアルオープンした箕輪町郷土博物館(12P～13P)の情報も網羅しました。

☑町内定額タクシー「まちなかタクシー」情報掲載

2023年10月よりサービス開始した町内定額タクシー「まちなかタクシー」(47P～48P)を追加掲載しました。

こちらは官民協同事業(発行・監修/箕輪町 共同発行・広告販売・製作・配布/(株)サイネックス)として取り組んでおり、制作にご賛同いただける地域事業者の皆様のご協力による広告掲載費用により作成するものです。

○質疑応答

(記者) 全世帯へ配布ということですが、全部で何部発行したか。

(担当者) 発行したのは、1万500部になります。今、1万200部程はほぼ配布を終えている状況です。

○町長コメント

当初予算ですが、ほぼ集計が終わって最終の計数整理に入っています。町の財政状況を見ますと、体育館等を繰り越しますがハード整備が一段落したということではありますけれど、児童手当の増が非常に大きいことや、広域連合、伊那中央行政組合の事業でありますシステム開発とか病院事業でありますとか、そういったところになかなか大きな額が入っており、121 億~122 億というレベルになると思います。

○令和 6 年補正予算の成立を踏まえた「重点支援地方交付金」について

1 月 30 日に国の補正予算を踏まえました重点支援地方交付金の活用をするための臨時議会を行いたいと考えております。

○質疑応答

（記者） 予算のプレスリリース 2 月 18 日より前に説明がありますか。

（担当者） 2 月 14 日（金）午後 1 時に事前の説明を予定しています。

（記者） 給食費ですが値上げはするが国とか町の補助金で賄うため、保護者の負担は実質変わらないということか。

（町長） 基本的には変わらないが、非常に上がった分、それを切り下げるための補填は今回できますが、町単独分で補填した分を今後どこまでできるかは考えなければいけないと思っている。もう一つは保護者の皆さんに今の給食 1 食いくらですよということを伝えざるを得ないと思っている。給食の概念が良くわからない状況になっているのでそこははっきりしたいと思っています。

（記者） 町が 1 食 50 円の引き下げを予定というお話あったかと思うが、これは本年度 325 円、360 円で、そこに補助が入って以前と変わらない値段になっているかと思うのですが、それよりもさらに引き下げるといことですか。

（町長） はい、そういうことです。中学校でいえば、新しい価格は 390 円にします。以前の価格は 310 円です。国の補助で 80 円下げます、それから町として単独措置で 50 円を下げるということですので 310 円から 260 円にする、そこまでは負担をいただきますと考え方です。

（記者） 本年度よりも来年度町が引き下げをするというのは、子育て支援策の一環ですか。

（町長） はい。経済的支援策の一つです。

（記者） 国の支援がどこまで続くかという話ありましたが、町とすると継続的なことを視野に入れているのか。

（町長） 額があまりに大きいので、国の分を町単独で見えていくということはどうかというのはあると思う。今の子育て支援の状況や他市町村との関係を見ると、ある程度見込んでいかざるを得ない。全く同じにできるかどうかは財政上わからないが、私自身とすれば、何とか維持していきたいと思っている。

（記者） それはやはり子育て支援が重点政策であり、力を入れる部分ということですか。

（町長） 経済的支援だけで子育て支援ができるわけではないですが、ベースになるのは、保護者の皆さんの経済的な部分をどうやってフォローするかということですので、そこはしていきたいと思っています。